

志布志市パートナーシップ宣誓制度

ご利用の手引き

志布志市では、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」に基づき、全ての人が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができる社会の実現を目指し、性的マイノリティや異性のカップルであったとしても何らかの理由で婚姻できない方、事実婚の状態にある方などで、悩みや生きづらさを抱える方への支援策の一つとして、パートナーシップ宣誓制度を開始します。

・パートナーシップ宣誓制度とは

「お互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに責任を持ち、協力し合う2人の関係であることの宣誓」について、自治体はその想いを尊重し、宣誓書を受領することで、受領証等を交付する制度です。

- 1 制度を利用できる方
- 2 宣誓に必要なもの
- 3 宣誓の流れ
- 4 宣誓後について
- 5 Q&A

1 制度を利用できる方

この制度を利用できる方は、性的マイノリティの方や、法律婚ができる異性のカップルであったとしても何らかの理由で婚姻できない方、事実婚の状態にある方などで、パートナーシップの宣誓によって少しでも悩みや生きづらさの解消に繋がる方です。

宣誓書の受領に当たっては、次の要件全てに該当する必要があります。

- (1) 双方が成年（満18歳以上）であること。
- (2) 双方又はその一方が志布志市民又は志布志市に転入を予定していること。

【転入予定で宣誓する場合は、宣誓の日から14日以内に志布志市への転入を完了してください。この場合は転入確認後に受領証等の書類を交付します】

- (3) 双方に配偶者がいない（現に婚姻していない）こと。
- (4) 当事者以外の者と既にパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 近親者等の関係でないこと。

【近親者等とは民法734条から736条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く）】



2 宣誓に必要なもの

(1) 提出書類

パートナーシップの宣誓をするに当たって必要な書類等は次のとおりです。

① 住民票の写し（または、住民票記載事項証明書）

【3か月以内に発行されたもの。宣誓する方の2人分が必要です。本籍及び続柄の記載は必要ありません。また、すでに住民票が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたもの1通で結構です。】

② 婚姻をしていないことが確認できる書類

【3か月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等、宣誓する方の2人分が必要です。本籍地のある市区町村で取得できます。】

【日本の国籍を有しない場合には、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証明する書類に、日本語訳を添えたものが必要です】

③ 上記のほか、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(2) 本人確認

パートナーシップの宣誓に当たっては、次に挙げるもののうち一つを提示していただき、本人確認を行います。

① 個人番号カード（マイナンバーカード）

② 旅券（パスポート）

③ 運転免許証

④ 上記に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(3) 通称名の使用を希望する場合

性別違和などにより、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。

通称名の使用にあたっては、使用したい通称名が日常的に使われていることが分かる書類（郵便物や社員証など）を準備してください（コピーでも可）。

宣誓書受領証と受領証明カードには表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

3 宣誓の流れ

(1) 電話又はメールで予約（コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進係）

TEL : 099-472-1111 (352) mail : diversity@city.shibushi.lg.jp

- ① 宣誓を希望される日の1か月くらい前までには予約してください。
日程調整の結果、御希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
- ② 宣誓を希望される日以前に必要な書類等の確認を行います。
- ③ 宣誓ができる日は開庁日のみとなります。

(2) 宣誓日当日

- ① 宣誓の場所は原則として 志布志市役所本庁舎です。（ただし、やむを得ない事情により来庁できない場合は、この限りではありません）
- ② 予約した日時に本人確認書類等をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。
- ③ 市職員の立ち合いの下、パートナーシップの宣誓を行い、「宣誓書」に自署していただき、提出します。
- ④ 書類に不備があると宣誓書の受領ができません。必要書類の事前提出及び確認に御協力ください。
- ⑤ 宣誓書受領証等を交付（希望される方には宣誓書の写しも提供）します。



4 宣誓後について

(1) 受領証等の再交付

宣誓書受領証等の紛失、き損、汚損、並びに氏名及び住所の変更などの理由により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証を再交付します。

※ 再交付を希望される場合は、事前に電話で御連絡ください。宣誓時と同様に本人確認を行います。

(2) 宣誓書受領証等の返還

次に挙げるいずれかに該当するときは、返還届を添えて市に宣誓書受領証等を添えて返還してください。

- ① 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- ② 宣誓者の一方が死亡した後、新たな者とパートナーシップを宣誓するとき。
- ③ 双方とも志布志市から転出した場合

(3) 他の自治体との連携

パートナーシップ宣誓制度を利用されている方が転入・転出する場合、自治体間の連携により再度の宣誓及びそれに伴う提出書類を省略できることがあります。ご希望の方は一度ご相談ください。

(4) パートナーシップの無効

次に挙げるいずれかに該当するときは、パートナーシップの宣誓は無効とします。無効となった場合は交付した受領証等は速やかに返還してください。

- ① 当事者間にパートナーシップを形成する意思がなく、虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明したとき。
- ② 1 制度を利用できる方に示す要件に合致しないことが判明したとき。
- ③ 上記受領証等の返還事由に該当するににもかかわらず、返還の届出をしない場合。



5 Q & A

Q 1 宣誓時のプライバシーは守られますか？

A 1 宣誓をされる方のご要望をお聞きして、最大限配慮します。事前予約の際に、具体的なお話をさせていただきます。

Q 2 代理での手続きはできますか？

A 2 代理人による宣誓及び宣誓に関する手続きは出来ません。必ずお二人の意思確認及び本人確認を行います。ただし諸事情によりお二人で来庁できない場合には、一度ご相談ください。

Q 3 宣誓に費用がかかりますか？

A 3 宣誓することには費用はかかりませんが、手続きに必要な書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 4 事前予約なしでの対応はできませんか？

A 4 プライバシーの確保や必要書類の審査など、その場で対応できないことが出てくる可能性がありますので、必ず事前予約をしていただき、御利用下さいますようお願いいたします。

Q 5 同居している必要がありますか？

A 5 必ずしも同居している必要はありません。お互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに責任を持ち、協力し合う2人の関係であることを真摯に宣誓してください。

Q 6 宣誓書受領証はその日に交付されますか？

A 6 宣誓の要件に適合し、提出していただく書類や本人確認に不備がないと認められる場合は、即日交付します。なお、即日交付の場合でも宣誓から1時間程度は時間を要すると考えられますので、余裕のある日程で宣誓を計画されてください。

Q 7 パートナーシップの宣誓は、事実婚でも対象になりますか？

A 7 対象になります。何らかの理由で法律婚を選択できない・しない方や、性的マイノリティの方が利用できる制度です。

Q 8 宣誓書受領証等について、有効期限がありますか？

A 8 受領証等については、返還が必要にならない限り、有効です。

Q 9 受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A 9 受領証等は権利の発生や義務を生じるようなものではなく、法的な効力はありませんが、既に民間事業者で実施されているサービスを受ける場合等に活用できることがあります。

Q 10 パートナーシップを解消したときは、交付を受けた書類を返却する必要がありますか？

A 10 お二人が双方の意思によりパートナーシップを解消する場合、返還してください。また、お二人とも市外へ転出される場合も、返還してください（転出先の自治体にパートナーシップ宣誓制度がある場合は、Q 11の取扱いになります）。

Q 11 転出するときは、転出先で再度宣誓する必要がありますか。市外から志布志市に転入する場合は、どのような取扱いになりますか？

A 11 転出先に同様の制度がある場合には、自治体間で連携し、受領証等を転出先の自治体で交付するよう手続きします。転入の場合も同様に交付を受けた自治体と連携し、志布志市の受領証等を発行する手続きを行います。詳しくは現住所地の自治体と新住所地の自治体の担当者にお尋ねください。



志布志市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き

令和6年1月発行【第1稿】

志布志市役所 コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進係

TEL : 099-472-1111 FAX : 099-473-2203

E-mail : diversity@city.shibushi.lg.jp